

Ⅶ 東洋学園大学学則（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 東洋学園大学は、学校教育法に基づき、専門の学芸の研究教育を行い、高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と、国際的な識見を備えた有能な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 大学等の組織、学生定員及び修業年限

（大学等の組織）

第3条 本学は、学部及び大学院から成る。大学院学則については、別に定める。

2 本学学部には、グローバル・コミュニケーション学部、人間科学部及び現代経営学部の3学部を置く。

グローバル・コミュニケーション学部にはグローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科、人間科学部に人間科学科、現代経営学部に現代経営学科の各学科を置く。

3 グローバル・コミュニケーション学部は、様々な社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができるコミュニケーション能力と英語による情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現することができるコミュニケーション能力を身に付けた人材を広く社会に輩出することにより、グローバル社会の発展と向上に貢献する人材の育成を目的とする。

(1)グローバル・コミュニケーション学科は、自国や諸外国の地域や文化、社会に関する知識の理解を深めるとともに、現代社会における重要な主題や現代社会が直面する諸課題に関する知識及び社会事情について総合的に理解することにより、実際に生起する社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができる現代教養人としてのコミュニケーション能力を有して、ビジネスや文化交流、社会活動、地域貢献などの幅広い分野で中核的な役割を担うことができる人材の養成を目指す。

(2)英語コミュニケーション学科は、英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極

的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、英語の情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現するコミュニケーション能力を養うとともに、英語に関する専門的な知識の理解のもとに、英語教育に関する基礎理論や指導法について理解することにより、国際社会や英語教育活動に必要なコミュニケーション能力を有して、国際関連産業や文化関連産業、教育関連産業などの幅広い分野で活躍することができる人材の養成を目指す。

- 4 人間科学部人間科学科は、人間に関わる諸問題を深く多角的に理解することにより、人のこころとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力、および社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成を目指す。
- 5 現代経営学部現代経営学科は、変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(学生定員)

第4条 本学学部及び学科の学生定員は次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	編入学定員 (第3年次)	総定員
グローバル・コミュニケーション学部			
グローバル・コミュニケーション学科	110名	10名	460名
英語コミュニケーション学科	100名	10名	420名
人間科学部			
人間科学科	200名	20名	840名
現代経営学部			
現代経営学科	245名	35名	1,050名
合計	655名	75名	2,770名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学学部の修業年限は4年とする。

- 2 在学年限は8年を超えることができない。
- 3 編入学、転入学の場合にあっては、学長が定める在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えることができない。

- 4 再入学、復籍、転部又は転科の場合にあっては、退学、除籍、転部又は転科前の在学年数と通算して8年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本学1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。
学年を、春学期、秋学期の2期に分け、春学期を4月1日より9月15日までとし、秋学期を9月16日より翌年3月31日までとする。

(休 業 日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭23年法律第178号）に規定する休日

(3)創立記念日 5月1日

(4)春季休業日 3月16日より3月31日迄

(5)夏季休業日 8月1日より9月15日迄

(6)冬季休業日 12月21日より翌年1月7日まで

2 必要のある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、休学、復学、再入学、転入学、転部及び転科

(入学の時期)

第9条 入学の時期は毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学の資格)

第10条 本学学部の入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5)専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6)文部科学大臣の指定した者
- (7)高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8)本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（編入学）

第11条 次の各号の一に該当する者で、本学学部への編入学を志望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

- (1)大学を卒業した者
 - (2)短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3)修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4)専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上）を満たすものを修了した者（但し、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (5)外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6)高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
 - (7)本学において、個別の入学資格審査により認められた者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 前項の規定により認定換算することができる単位数は62単位を上限とする。
- 4 編入学に関する細則は別に定める。

（入学の出願）

第12条 入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第13条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第15条 学生は入学時、保証人を本学に届出なければならない。
保証人は、保証する学生の身上について一切の責任を負う。

- 2 保証人の資格その他については別に定める。

(休学)

第16条 病気その他の理由で、引続き2ヵ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 学長は、教育上有益と認められた者については、休学することなく、外国の大学又は短期大学等に留学することを許可することができる。なお、当該留学期間に係る在学年数の取り扱いについては、別に定める。

(休学の期間)

第17条 休学期間は、第5条の在学年数に算入しない。

- 2 休学の期間は、春学期末又は秋学期末を終期とし、連続して2年を超えることは出来ない。
- 3 休学の期間は、通算で4年を超えることは出来ない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は原則として期の始めとする。

(再入学及び転入学)

第19条 再入学、もしくは他の大学から転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転部及び転科)

第20条 他学部、もしくは他学科への転部又は転科を志望する者があるときは、当該転部又は転科に係る学部の教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 前項の規定により転部又は転科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、転部又は転科先の学部の教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 退学、転学、除籍及び復籍

(退学及び転学)

第21条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は学長が学部教授会の議を経てこれを除籍する。

(1)第5条に規定した在学年限を超える者

(2)休学の期間が連続して2年を超え、なお修学できない者

(3)長期間にわたり行方不明の者

(4)授業料その他納付金を所定の期日までに納めず、督促してもなお納付しない者

2 前項(4)号により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上、相当年次に復籍することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 本学学部を設置する授業科目の種類、単位数等は別表1のとおりとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に定める授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を要する内容をもって1単位とすることを標準として、次の基準により単位計算するものとする。

(1)講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目についてはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与及び学習の評価)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。学習評価の基準は、A、B、C、Dの4段階とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。成績審査の

方法は、教授会の議を経て学長が定める。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第26条 学部学生は卒業のため、在学中に別表1の定めに従って、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、人間科学部人間科学科並びに現代経営学部現代経営学科において124単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の規定に加え、GPA (Grade Point Average) が、2.0以上なければならない。
- 3 外国人留学生、帰国学生の卒業の要件については別に定める。
- 4 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得した単位とみなし、第26条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

- 2 前項の規定は、学部学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教授会の議を経て学長が教育上有益と認めるときは、学部学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位数を与え、第26条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及

び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第30条 学部学生が4年以上在学し、第26条により所定の要件を満たしたとき、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学位記を授与する。

2 卒業の時期に関する規程は別に定める。

(学位)

第31条 前条により、本学グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の卒業を認められた者には、学士（グローバル・コミュニケーション学）の学位を授与する。

2 グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科の卒業を認められた者には、学士（英語コミュニケーション学）の学位を授与する。

3 人間科学部人間科学科の卒業を認められた者には、学士（心理学）の学位を授与する。

4 現代経営学部現代経営学科の卒業を認められた者には、学士（経営学）の学位を授与する。

(資格の取得)

第32条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において、所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学部学科名	免許状の種類及び免許教科
グローバル・コミュニケーション学部	
英語コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）

第8章 外国人留学生及び帰国学生

(外国人留学生)

第33条 外国人が、大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の本学学部への入学に関しては第10条から第15条の規定を適用する。

3 外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。

4 その他外国人留学生に関する規程は別に定める。

(帰国学生)

第34条 外国において、相当の期間、中等教育（国内の中学校又は高等学校に対応する学校にお

- ける教育)を受けた日本国籍を有する者が、本学学部に入學を志願するときは、選考の上帰国学生として入學を許可することができる。
- 2 帰国学生の本学学部への入學に関しては第10条から第15条の規定を適用する。
 - 3 帰国学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。
 - 4 その他帰国学生に関する規程は別に定める。

第9章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

- 第35条 第10条に規定する資格を有する者で、本学学部の特定授業科目につき履修しようとする者があるときは、その授業及び研究を妨げない限り、学長は教授会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 2 科目等履修生には、本学学則第25条の規定を準用して単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

- 第36条 他の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することができる。
- 2 前項の規定は、大学又は短期大学以外の教育施設等との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
 - 3 第1項の規定は、外国の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
 - 4 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

第10章 検定料、入学金、授業料その他の納付金

(検定料等の金額)

- 第37条 検定料、入学金、授業料その他の納付金については別表2のとおりとする。
- 2 入学金、授業料その他の納付金は所定の期日までに納めなければならない。

(休学及び退学等の場合の授業料等)

- 第38条 休学期間の授業料は半額とし、維持費、施設設備費は徴収しない。但し、休学した日及び復学した日に属する期分の授業料その他の納付金は全額を徴収する。
- 2 前項但書にかかわらず、休学した日に属する期分の授業料その他の納付金を徴収する場合において、休学した日が学期の開始日であるときは、前項本文の規定を適用する。
 - 3 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料その他の納付金は徴収する。
 - 4 停学期間中の授業料その他の納付金は徴収する。

(納付金の取扱)

第39条 既に納めた入学金、授業料その他の納付金はいかなる場合も返却しない。但し、入学時の授業料等納付金については別に定める。

第11章 職員及び事務組織

(職員組織)

第40条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第41条 学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。

2 学長は、必要に応じ、その職務を補佐する者、若干名を委嘱することができる。

(副学長の職務)

第42条 副学長は、学長の職務を助け、又、学長の命を受けた職務を行う。

(教員の職務)

第43条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 准教授、講師、助教は、教授に準ずる職務に従事する。

3 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(職員の任用)

第44条 職員の任用は、学校法人の人事規程によって行う。

(事務組織)

第45条 事務の組織及び業務については別に定める。

第12章 教授会

(教授会の構成)

第46条 本学学部に応じた教授会を置く。教授会は学部長、教授、准教授、講師により構成される。

(1)グローバル・コミュニケーション学部教授会

(2)人間科学部教授会

(3)現代経営学部教授会

2 前項第3号に定める教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師並びに本学大学院現代経営研究科の研究科長、専攻長、教授、准教授、講師により構成される。

(議長)

第47条 教授会は学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長は代理を指名する。

(開会の条件)

第48条 教授会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第49条 教授会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数のときは議長の裁決による。

(教授会の招集請求)

第50条 学部長は、構成員の三分の二以上から附議すべき事項を示して教授会の招集を請求された場合、2週間以内にこれを招集しなければならない。

(審議事項)

第51条 教授会は学長が定める次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)授業科目の編成、変更及び実施に関する事項

(2)学生の入学、退学、休学、転学、除籍、転部、転科、留学及び卒業に関する事項

(3)学位の授与に関する事項

(4)学生の訓育指導及び賞罰に関する事項

(5)教員の選考に関する事項

2 教授会は、学長及び学部長（以下、「学長等」）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第5号及び教員の人事に関する審議は、学部長及び教授である会員のみで行う。

(理事会との関連事項)

第52条 教授会の決議中、理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する。

(その他の事項)

第53条 学部長は必要と認めるときは、事務職員その他の者を教授会に列席させることができる。この列席者は議決権を持たない。

第13章 賞 罰

(表彰)

第54条 人物学業ともに優秀で他の学生の模範となる者に対して、学長は教授会の議を経て、これを表彰することがある。

(罰則)

第55条 本学の規則もしくは命令に従わず、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、学長は教授会の議を経て、これを懲戒することがある。

2 前項の懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められた者

- (2)学業を怠り成業の見込みがないと認められた者
- (3)正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反し、本学に在学させることが適当でないと認められた者

第14章 図 書 館

(図 書 館)

第56条 本学に附属図書館を置く。図書館の規程は別に定める。

第15章 附 属 施 設

(附属施設)

第57条 本学は一般的施設のほかに、メディアセンターを置く。メディアセンターの規程は別に定める。

第16章 研 究 施 設

(研究施設)

第58条 本学に英語教育開発センター、国際交流センター、教養教育センターを置く。英語教育開発センター、国際交流センター、教養教育センターの規程は別に定める。

第17章 課外及び自治活動の指導

(学生指導)

第59条 学生の課外活動及び自治活動の指導は別に定める規程による。

第18章 課 外 講 座

(課外講座)

第60条 本学は、課外講座、公開講座又は講習会等を開催することがある。

第19章 保健及び厚生

(保 健)

第61条 本学は学生に対し定期検診を行う。

2 保健室を設置し、校医を嘱託する。

(学 生 寮)

第62条 本学に学生寮を置く。学生寮に関する規則は別に定める。

① 別表1とは、「授業科目・単位数」のことであり、学生便覧においては「Ⅷ履修の手引」、
「履修科目の選択基準」中の教育課程を参照のこと

② 別表2 検定料、入学金、授業料、その他

イ. 検 定 料	30,000円
ロ. 入 学 金	300,000円
ハ. 授 業 料	900,000円
ニ. 維 持 費	100,000円
ホ. 施設設備費	100,000円

学校法人東洋学園の設置する学校を卒業した者、又はその課程を修了した者の学納金は別に定める。

所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は別に定める。

この別表に規定するもののほか、検定料、入学金、授業料その他の納付金の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。